

公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和2年6月30日

【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可

次の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和2年4月1日	広島県知事（般－29）第36512号	中西設備	中西 政廣	広島県安芸郡熊野町 城之堀9-15-5	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年4月1日	広島県知事（般－30）第38765号	(株)曙光	小浦 豊子	広島県広島市東区 矢賀1-7-31	一部廃業	建
令和2年4月3日	広島県知事（般－30）第38822号	オクノワークス	奥野 眞二	広島県広島市中区 吉島西1-10-28-801	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年4月3日	広島県知事（般－28）第37824号	楸工業	楸 寛二	広島県広島市安佐南区 祇園7-14-5-201	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年4月3日	広島県知事（般－30）第36445号	(株)LIDEN	世田 智	広島県広島市佐伯区 海老山南1-1-1-403	一部廃業	電
令和2年4月7日	広島県知事（般－30）第38995号	ベクトル計装	高橋 博	広島県広島市安佐南区 相田7-13-8	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年4月7日	広島県知事（般－1）第37211号	(株)ブラグレス	公文 のり子	広島県広島市東区 上大須賀町5-14-202	一部廃業	建、大、左、と、石、屋、タ、鋼、筋、板、ガ、防、絶、具
令和2年4月10日	広島県知事（般－26）第32994号	広島綜警サービス(株)	堀越 俊哉	広島県広島市安佐南区 西原8-2-8	一部廃業	建、通、消
令和2年4月13日	広島県知事（般－30）第39038号	(株)PathGate Japan	藤田 順治	広島県広島市佐伯区 楽々園5-2-16-602	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年4月15日	広島県知事（般－29）第36117号	(有)村上林業	村上 正之	広島県広島市安佐南区 長楽寺1-37-30	一部廃業	園
令和2年4月15日	広島県知事（般－28）第37834号	K'WORKS(株)	川森 寛	広島県広島市安佐南区 高取北1-7-12	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年4月15日	広島県知事（般－30）第36755号	(株)千美電設	森木 千代美	広島県安芸郡府中町 浜田1-2-36	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年4月15日	広島県知事（般－28）第38186号	(株)大和興産	佐保 静成	広島県広島市西区 上天満町11-8	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年4月23日	広島県知事（般－29）第36183号	はじめ建設(有)	中尾 一樹	広島県広島市安佐北区 口田南9-33-18	一部廃業	大
令和2年4月23日	広島県知事（般－28）第10532号	(株)タケダ	竹田 操	広島県広島市安佐北区 安佐町大字久地3036	一部廃業	建、管
令和2年4月23日	広島県知事（般－27）第37320号	三和総合設備(株)	山根 兼三郎	広島県広島市安佐南区 安東6-7-17	一部廃業	土、と、石、鋼、舗、しゅ、塗、水
令和2年4月23日	広島県知事（般－27）第6639号	(株)丸兼産業	金本 成生	広島県広島市安佐南区 東原1-21-26-103	一部廃業	土、石、舗、しゅ、水
令和2年4月24日	広島県知事（特－29）第4178号	(株)広津産業	廣津 元基	広島県広島市佐伯区 利松3-31-23	一部廃業	通
令和2年4月24日	広島県知事（般－28）第31368号	伸友工業	高橋 靖明	広島県広島市安佐北区 白木町大字三田5738	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年4月27日	広島県知事（般－1）第1206号	後藤建設(株)	後藤 直親	広島県広島市南区 堀越2-5-22	一部廃業	園
令和2年4月27日	広島県知事（般－1）第36963号	ティオス(有)	中野 克己	広島県広島市佐伯区 利松3-6-11-6	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年4月27日	広島県知事（般－29）第33898号	住まいる・ライフ(株)	藤田 靖之	広島県広島市西区 観音新町1-18-17	全部廃業	許可に係る全ての建設業

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」ガラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業